

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.1

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月5日

Sponsor: Australia, Bangladesh, Burkina Faso, China, India, Indonesia, Iran, Israel, Latvia, Mali, Oman, Russian Federation, Serbia, Thailand, Tajikistan, UAE, Vietnam.

第80回国連総会第一委員会は、

AI技術の影響はその開発国だけでなく国際社会全体に波及するため、すべての国の合意のもとで議論や規制を進めていく必要があると確信し、

国連教育科学文化機関（UNESCO）がAI技術の安全かつ倫理的な開発と普及及び適切な知識の普及のために行ってきた活動に好意を示し、

国際人道法（IHL）とその重要性を想起し、

既存兵器に取り扱いについて示したGeneva ConventionとProtocol I additional to the Geneva Conventionを想起し、

特別通常兵器禁止条約（CCW）とその枠組み内の機関である政府間専門家会合（GGE）の議論内容への高い満足度からGGE及びCCWがLAWSについての協議のために最適な場であることを認識し、CCWの枠組み内及びGGEにおいて往来行われてきたLAWSに関する議論や情報収集の継続を強く望み、

国際司法裁判所（ICJ）と国際連合開発計画（UNDP）を想起し、

AI技術の利用において様々な市民団体による自主的なガイドラインの制定や国連事務総長並びに各国で行われているAIの議論を是認し、

本議題に関して、生成AIは各国の内政の効率化、医療・製造を含む産業への導入による業務の効率化などの多分野における活用、LAWSはテロ対策や国家間の緊張緩和、抑止力を持つての紛争、戦争の抑止、核開発と使用の抑止、未来の戦場における兵器の安全性の向上などを通じて、将来的に人類に利益をもたらす可能性を認識し、

本議題に関して、生成AIを用いた場合偽情報の拡散、偽情報の作成による扇動や詐欺犯罪、個人情報の毀損、LAWSを用いた場合国際人道法を逸脱する行為が行われる可能性、テロ組織を含む非国家主体での利用といった問題を保持しており、それらの弊害に対処していく重要性を認識し、

生成AIが社会に与えるリスクを最小限にするために、多様な背景を尊重すること、生成AIのブラックボックス化されたアルゴリズムとデータセットにバイアス化された差別的要素が保存されていることに伴う危険性とその調査の重要性を認識しながらも、生成AIのデータベースの開示が生成AIのデータベースの開示が民間企業のAI技術の発展のインセンティブの低下に伴う、国際社会レベルのAI産業の衰退をもたらすことを考慮し、

生成AIの適切な利用を促進するためと生成AIの既存のディープフェイクなどの問題に適切に対処するための国民に対する教育、すなわちメディアリテラシーの重要性を認識し、

LAWSの潜在的な不安定性に警鐘を鳴らしつつ、LAWSが特定の部位で自律機能を備えていても必ずしも無差別な攻撃を引き起こすとは限らず、戦場における将来的な犠牲者の減少など、一定程度の人類への利益が見込まれることから、LAWSを研究することが必ずしも軍拡を意味せず、LAWSの包括的な禁止や制限は特定の国の正当な防衛能力を損なう上、関連技術の平和利用の権利を侵害する可能性があることを考慮し、

そのうえ技術として完成していないLAWSの全面的な規制が逆にLAWSの可能性や安全性を制限してしまうことに懸念を示し、責任あるLAWSのイノベーションの境界を模索する重要性を再確認し、

攻撃目的でLAWSを使用することは人々に壊滅的な脅威をもたらす可能性があることを不安に思い、

LAWSの使用に関する実態が調査できていないことの危険性を認識し、

各国においてそれぞれ文化やAIの導入及び法整備等の状況が違ふこと、各国の文化に基づく価値観の違いが現状のAIの開発及び運用において十分に考慮されていないことを認識し、

生成AIなどのAI技術を用いた国際的な被害を含む国際犯罪が起きた際、予見されうる場合であれば加害発生国の法律に基づき、加害発生国内での裁判が行われる現状の国際司法制度によってもたらされる、責任所在の不明確化を解消するための、国際的に一定程度統一された国際司法認識を設ける重要性と、その高いリスクから、分析など多岐にわたる総合的な考慮を経て行う必要性を認識し、

大規模な国際的被害が起きた際に制裁を取り扱う機関とその内容を決定する必要性を認識しながらも、将来的な枠組みを考慮する重要性も認識し、

AIを扱う領域での法整備が整っていないことによってAIのリスクが深刻化している中で、国際的に統一されたルール の 制定の重要性を認識しながらも、AIの予測不能性によって全ての国で一律な対処を行うことが難しいことから、AIの誤作動による被害に対して各国の法律の範囲内で迅速に対応する必要性を強調し、

現状AIを使用しているあらゆる兵器は既存の兵器の延長線上にあるものであり、これらの兵器の利用は国際人道法に従う中で、CCW、Geneva Convention やProtocol I additional to the Geneva Conventionを中心とする既存の兵器に関する条約や国際法を活用して対処するべきであることを強調し、

AIを使用しているLAWSを含むあらゆる兵器において、AIを含む兵器の開発者からAIの誤作動に関する予見として、AIの誤作動が起こらないものとして説明されていた場合、AIの誤作動によって発生した損害の責任がその兵器を使用した国家に可能性があることを強調し、

1. 生成AIの各国国内の利用の方法、制限が各国の自由の下に置かれることに合意することを各国に要請する；
2. AIに人格や法的主体が存在しないことから、AIに責任を持たせることは難しく、AIによる誤作動の責任は最終的に人間に帰属し、迅速な対応と再発防止を促進するためにAIの誤作動の責任所在を明確化させることを留意する；
3. 国民のメディアリテラシーを以下の目的のもと向上させるための教育を義務化することを、UNESCOを含む全ての関連機関の協力の元、それぞれの国の教育事情を考慮した上で各国に要請する：
 - a. 国際社会における生成AIの適正な利用方法を知るため、
 - b. 生成AIの誤作動や誤った使い方によって生じる被害を最小限に抑えるために、生成AIを用いて生成された誤情報などを判別できる能力を身につけるため；
4. 国内の企業が生成AI技術の開発を行っている場合、AIの安全性やアルゴリズムの公平性を評価する基準と制度を国内に設立し、公開前及び公開中のAIに関して自国内で人権侵害等のリスクに関しての評価を行い、安全性・公平性が担保されていない場合プロバイダーに改善を求めることを各国の生成AIの安全性の向上のために各国に要請する；
5. 生成AIの使用に関して、個人が生成AIを使用した時にその利用を証明する制度の導入を各国に奨励する；
6. 各国に対し、生成AIに関する誤情報や誤作動が確認された場合に報告可能な窓口を国内に設置し、その情報に基づき必要な対応及び対策を講じる努力を行うよう要請する；
7. 各国に対し、生成AIの利用により差別的表現や人権侵害を受けたと感じた利用者が開発企業に報告

できる制度を整備するよう促す；

8. 各国に対し、生成AI及び汎用AIに関する倫理原則及び使用基準を明確に定めた国内法の整備を促進するよう求める；
9. 各国に対し、明らかに人々の身体的または心理的に重大な支障をきたすAIの利用を禁止する措置を講じることを要請する；
10. 各国に対し生成AIに関して国際条約を将来的に策定することを要請する；
11. 加盟国に対し、生成AIの各国国内の利用の方法、制限が各国の自由の下に置かれるべきことを強調する；
12. AIが行う攻撃、意思決定、認識において人間が介入しないものを完全自立型兵器として認識し、致死性をもつ完全自立型兵器をLAWSとして認識する；
13. LAWSがAIの発展とともに発展する未来の技術であり、将来的な人類の利益を含む中で、現在ある定義を拡大し、随時更新していく必要性を強調する；
14. LAWSに関して国際的に統一された定義を2026年までに設けることをGGEに要請する；
15. LAWSの定義が定まり次第、その規制に関してCCWの枠組み内で議論を支持すること各国に要請する；
16. 軍事用AIの開発と使用がIHLに従うよう民間企業やその他関係のある組織団体を監査することを各国に呼びかける；
17. LAWSの利用に関して以下の全ての条件に随伴する時以外での使用の禁止を各国に強く促す：自国および自国民の防衛目的であること：
 - a. 自国および自国民の防衛目的であること，
 - b. 国際人道法、Genova conventionを含む兵器条約に抵触しないこと，
 - c. 非戦闘員を対象に利用しないこと；
18. 加盟国に対し、LAWSに関する議論を促進するためCCWの批准することを奨励する；
19. 加盟国に対し、以下をCCWの下で行うことを要請する：
 - a. 政府専門家会合にて、AIを使用する兵器の使用を含む制度についての将来の会議，
 - b. GGE主導にて、AIを使用する兵器が使われたかの調査を行う；
20. 平和な世界を達成するためにLAWSを将来的に段階的に無くすことを模索する；
21. イノベーションと実効的な制限を両立させる枠組みを共同で開発することを各国に奨励し、AIが平和と共通の進歩のための手段であり続けることを強調する；
22. UNESCOに対して、各国の尊厳ある領土内でAIの誤作動による被害が起こった際に、その規模と被害の大きさ、国境を跨いでいるかどうかなどの基準をもとにその誤作動のレベルを各国が分別する際のガイドラインと、その誤差度に対する対処に関するガイドラインを策定することを要請する；
23. AIの誤作動に対する責任所在の明確化と対応に関して、加盟国の尊厳ある領土内でAIの誤作動が起こった際、誤作動の規模・被害の大きさに基づき、主文20のUNESCOのガイドラインを参考にしながらその誤作動のレベルを分別し、各国に以下のような対応をとることを要請する：
 - a. 誤作動が比較的小規模で国境を跨がないものであればUNESCOのガイドラインを参考に各国で再発防止に努める，

- b. 誤作動が比較的小規模もしくは中規模で国境を跨ぐ被害が出た場合は関連する地域機関、各国で地域レベルで協力し、UNESCOのガイドラインを参考に各国で再発防止に努める、
 - c. 誤作動が比較的大規模であった場合軍事用ののみICJ、他はUNDPで対応を各国で協議し、再発防止と原因解明の報告書を提出し、再発防止に努める；
24. 生成AIを用いたケースで起こった国際的被害の裁判に関しては国際的な統一性を持たせる必要性を強調する；
25. AI技術提供者、製造者に対して誤作動の可能性を含む場合であれば、その危険性を利用者に説明することを促すことを各国に要請する；
26. AI技術の提供者が誤作動の可能性を示唆した上で、利用者が利用の選択の意思を持っていた場合、利用者が利用に関して大きな責任を負うことを強調する；
27. AIの誤作動による利用者・開発者の責任バランスがわからない場合はGGEやUNESCOを含む国連機関を含む国内または国外第三者機関の介入の重要性を強調する；
28. 将来的にAI全般について議論する新機関を設立する可能性を強調する。